

福祉のまちづくり条例対象施設（建築物編）と遵守基準となる整備項目

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ① ●▲★：福祉のまちづくり条例 | 【障がい福祉課（北館1階）】 |
| ② ○△：建築バリアフリー条例 | 【建築審査課（中央館4階）または民間検査機関】 |
| ③ 空欄：届出不要（建築確認のみ） | 【建築審査課（中央館4階）または民間検査機関】 |

建築物以外

（公園・公共交通施設・路外駐車場）

【障がい福祉課】へ提出

- ・届出書（4号様式）
- ・整備項目表

公園	： 8号
公共交通施設	： 9号
路外駐車場	： 10号

【障がい福祉課】

書類確認（指導）・審査

【障がい福祉課】

副本返却

① ●▲★の場合

着工30日前まで

【障がい福祉課】へ提出

- ・届出書（3号様式）
- ・整備項目表
（●：5号、▲：6号、★：7号）

【障がい福祉課】

書類確認（指導）・審査

【障がい福祉課】

副本返却

② ○△の場合

【建築審査課または民間検査機関】

建築確認時に審査

※公共施設の場合

上記以外に「足立区公共施設等整備基準」による「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」が必要になります。提出先は都市建設課になりますが、障がい福祉課にて事前協議を行ってください。